

2011/01/21

「新しい公共」の活動基盤の整備と

住民同士の支え合いのネットワークづくりの支援にかかわる提案

加藤 好一

(生活クラブ事業連合生活協同組合連合会・会長)

本「新しい公共」推進会議における検討課題における、具体的事項として、「新しい公共」の活動基盤の整備と、住民同士の支え合いのネットワーク作りへの支援等の検討項目が、提案されました。

今回私は、この提案項目に関わって、第三回「新しい公共」推進会議の議論を踏まえて、

- 1、国連ボランティア10周年と国際協同組合理年への取り組み
- 2、NPOと協同組合の混ざり合った地域実態を反映した、制度としての日本型の社会的協同組合制度の導入を提案したいと考えます。

なお、提案はいうまでもなく個人の資格においてのものです。

提案 1

2011年のボランティア国際年10周年と2012年の国際協同組合理年の取り組みをつないで、「新しい公共」の基盤を拡大する。

前回議論で、山口委員と小澤委員より、2011年が「ボランティア国際年10周年」に当たることから、国連レベルの動きを受けて、「一般の方々がボランティア、公共というものを認識する大きなチャンス」と指摘されました。ご存知のように、阪神淡路大震災では、生協から個人、組織など多様な形の参加がありました。こうしたボランティアそして、NPOと協同組合は、日常的には、地域で密接な関係にあります。現に、資料を参照いただければわかるように、私どものグループのワーカーズ・コレクティブの多くがNPOの法人形態なのです。「新しい公共宣言」では、「NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体は、社会に多様性をもたらしている存在である」とし「国民、企業やNPOなどの事業体、そして政府が協働」することを「私たちのめざす新しい公共」としています。その地域実態を支えているのは、まさしく多様なNPOと協同組合です。

NPOと協同組合は、地域で実態として頻繁に関係・交流しており、政府関係の政策レベルで、この二つを相互作用させることは、「新しい公共」にとって意義があると考えます。

このボランティア年と協同組合理年をつなげていくことは、次の点にとっても重要です。

<ポイント>

- 1、「国連〇〇年」は、「国際婦人年」の例に見るように、単なる「記念イベント」に終らせることなく、主体の自主的な活動と政策資源を「計画的」「集中的」「総合的」に行うと非常に効果があがります。
- 2、いずれのボランティア年及び国際協同組合年に対しても、国連などに対して、旧政権とは異なる日本政府としての国際的責務を明らかにしていくことができます。
- 3、国連の活動と連携して、日本の「新しい公共」の存在を世界にアピールするとともに、相互に課題を学ぶことができます。
ということがあげられます。

<具体的提案>

以上のもとに具体的提案としては、

- 1、「新しい公共宣言」を基本として、政府で、国連のボランティア年10周年、国際協同組合年に対する方針を策定する。(必要な調査も計画的に行う)
そのもとで、主体の参加を得て「行動計画」を策定する。
この点を、国連などにアピールする。
- 2、「新しい公共」の観点から、両年に対する「総合的支援」のための「統一調整組織」を、内閣府に置く。
また、政府の主導で、政府方針を実現するため、両年の主体と政府の「協議テーブル」を作っていく。
以上を提案したいと思います。

提案 2

NPOと協同組合が混ざり合った、地域実態を反映した日本型社会的協同組合の制度を作る。

第三回「新しい公共」推進会議で、佐野委員から、協同組合に「真の新しい公共の担い手になって頑張ってもらいたい」と叱咤をいただき、「イタリアの社会的協同組合」が「社会的に排除され、不利な立場で労働市場に参入できない人たちにとって、中間的、媒介的な市場を形成していく」という特徴をご紹介いただき、これが「医療や福祉の在り方を抜本的に見直す」という視点も提起いただきました。また、向田委員からは、出資型非営利法人制度の検討とともに、同じくイタリアの社会的協同組合の実例に関連して「無業とか失業中の若者の就労を支援する制度」の必要性が提起されました。

私は、各委員の意見に賛同するとともに、これを踏まえて、内外にわたる必要な調査の実行が不可欠と考えます。

＜内外にわたる実態調査を＞

坪郷委員からは、非営利出資型法人制度の検討とともに、イタリアの社会的協同組合の調査の必要性とともに、日本に現にある「社会的事業所」制度として「自治体を取り組んでいるケース」やワーカーズ・コレクティブ等の国内調査の必要性が提案されました。この提起を踏まえ

- 1、欧州の各国社会的協同組合の実態調査
- 2、国内の各ワーカーズ・コレクティブ及びその支援組織の実態、わっぱの会など共同連の実態及び自治体における「社会的事業所」の取り組み

以上の早急な調査が必要です。

＜日本型社会的協同組合の提案＞

調査の精度をあげるためにも、並行して、具体的な制度の検討を開始することを提案したいと思います。

なぜなら、資料にあるように地域の女性市民の多くが法人格のない中で、地域に貢献する事業を行っている現実が多くあるのです。また、ワーカーズ・コレクティブにおけるNPO法人格の数の大きさが、協同組合とNPOの地域における混在という実態を表しています。法人格の整備が、さらに多くの地域の起業に結びついていくことは、明らかであると考えます。

イタリアの社会的協同組合、カナダのコミュニティサービス協同組合（ブリティッシュ・コロンビア州）、連帯協同組合（ケベック州）、その他欧州や北欧の協同組合を参考にドラフトを作ってみました。

[考えられる制度の主な項目]

1、目的

多様なコミュニティ貢献を目的にした社会サービスの提供。

2、手続き

簡便な手続きによって、組合員三人以上から作れるものとする。

3、組合員の種類

①ボランティア組合員

②就労組合員 協同組合の中で、就労に不利や困難を抱えながら働く組合員
(障がい者や不登校など)

③ 若者組合員 (未成年)

④ 利用組合員 組合が提供するサービスを利用する人
(当面、以上の4種類)

*ふたつ以上の組合員の種類を擁する。

*イタリア等である、一般就労組合員及び法人組合員、財政支援組合員は、将来の

課題とする。

- 4、就労組合員が、構成員の30%を超える組合を「特別社会的協同組合」とし（イタリアのB型事例を参考）、優遇措置を検討する。
- 5、日本型社会的協同組合は、各協同組合法のもとで、団体として各協同組合の組合員となることができることとする。（当面、団体組合員は、日本型社会的協同組合に限ることとする）
なお、同様の趣旨で、NPO法にもとづく団体も同様の措置を講ずる。
（各協同組合法の所要の改正が必要となる）
- 6、なお、100名以下で、各協同組合法にもとづく、協同組合の団体として組合員となった、場合には、各種手続き及税金を免除することとする。また、同規模のNPO法人についても、同様の措置を講ずるものとする。
- 7、各協同組合法は、当該団体の主体的な議論により、社会的協同組合の推進を盛り込むこととする。

＜日本型社会的協同組合の効果＞

1、地域の多様なニーズを実現。

日本の協同組合は、各協同組合法が「省庁縦割り」に分立しており、この「縦割り」から漏れた新たで深刻なニーズ、しかも広汎な「地域の多様なニーズ」を吸収できません。また、日本では、運用上、協同組合は、欧州のように「三人以上から作れる」ものでなく、かなり多くの組合員を集めないと「認可」されないのです。この案は、「コミュニティへの貢献」という「多様性」の可能性に道を開きます。

2、協同組合の利点とNPOの良さを兼ね備え、地域のニーズにあった制度を提供。

NPOと比較すると、協同組合にあっては、現行制度では、「ボランティア」は、「外在的」なものです。固有の存在として、出資、運営参加できません。海外のようにボランティアに「労働保険」が適用されるようになると、この違いがはっきりしてきます。一方、NPOは、協同組合のように「出資」を組合員に募ることができません。「出資」は、組合員の「運営参加」の基礎であり、その経営リスクの共有化による協同の市民による資本形成の大きさ効果は、グラミン銀行で実証済みです。

3、当事者の参加を保証する制度を提供。

就労困難な人、そして若者などの「当事者の参加」への道を開く制度です。既存の「協同組合」にせよ「NPO」にせよ、制度上は「当事者参加」は、ありません。

佐野委員が指摘した「医療と福祉の在り方の抜本的見直し」は、この論点に関わっていると考えております。

4、大きな協同組合が小さな社会的協同組合を助ける制度。

地域のニーズにあった協同組合の形成は、多様で小さな協同組合が沢山できるであろうし、そうでなくてはなりません。この場合、大きな協同組合等の経営、運営、政策などの支援が不可欠です。相互の主体性を尊重しつつ、「団体組合員」の道を開きます。

以上の制度で「住民同士の支え合い」というシステムの一つが可能であると考えます。

5、協同組合を含む非営利法人制度全体の見直しに。

地域の実態に呼応した制度の改定は、関係する法人制度の見直しにつながっていくと考えられます。

営利法人制度の改定は、この間、進んできましたが、非営利法人制度の改革は、不十分です。「新しい公共」の主体が、地域で益々、登場するよう制度の整備を進めるべきです。協同組合の立場からすればその課題は、労働者協同組合の制度化を手始めとして、協同組合基本法の整備へとつなげるべきと考えます。

こうした時間のかかる課題は、「国際婦人年」の時に策定したように、「行動計画」を策定して、計画的に進めるべきと考えます。

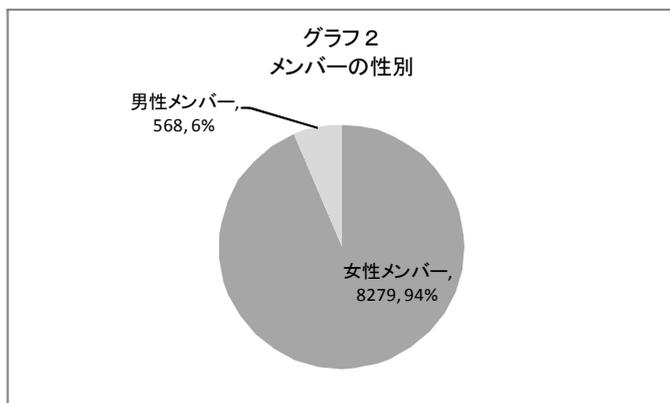
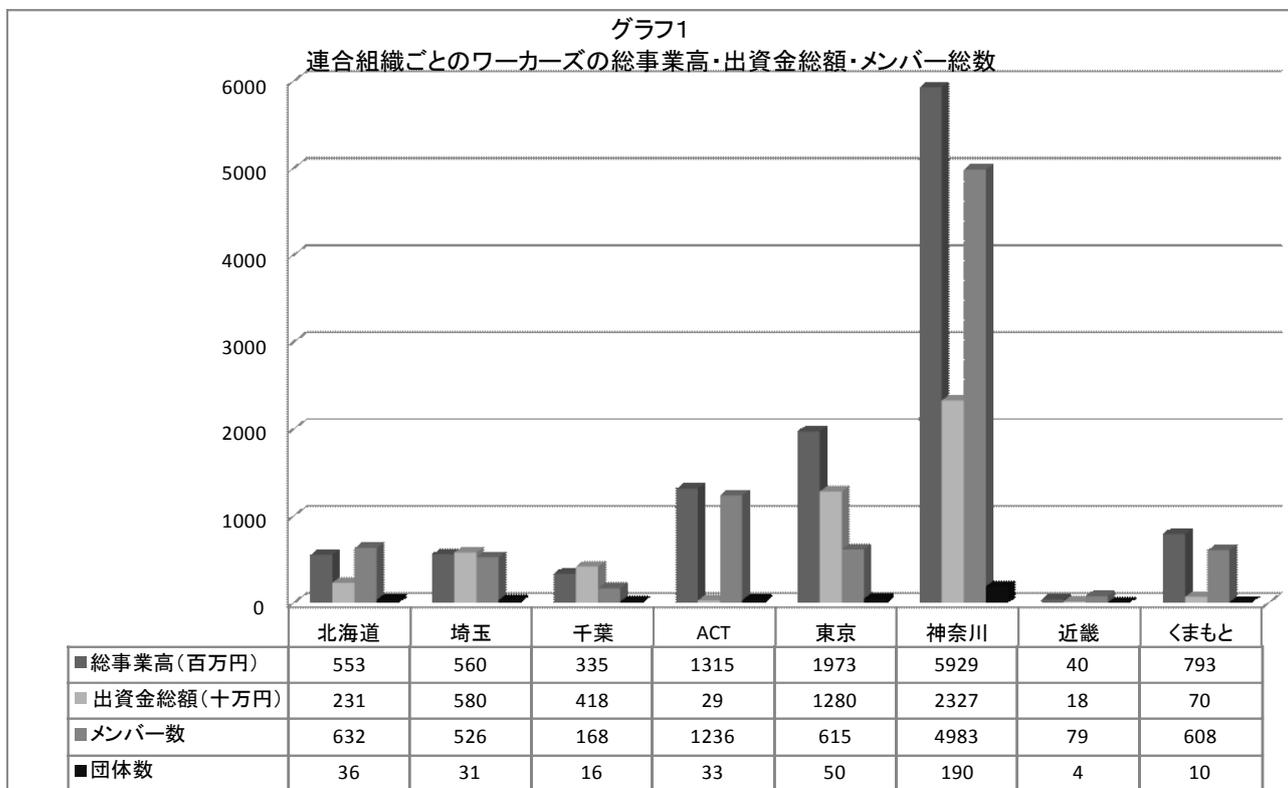
以上

<資料>

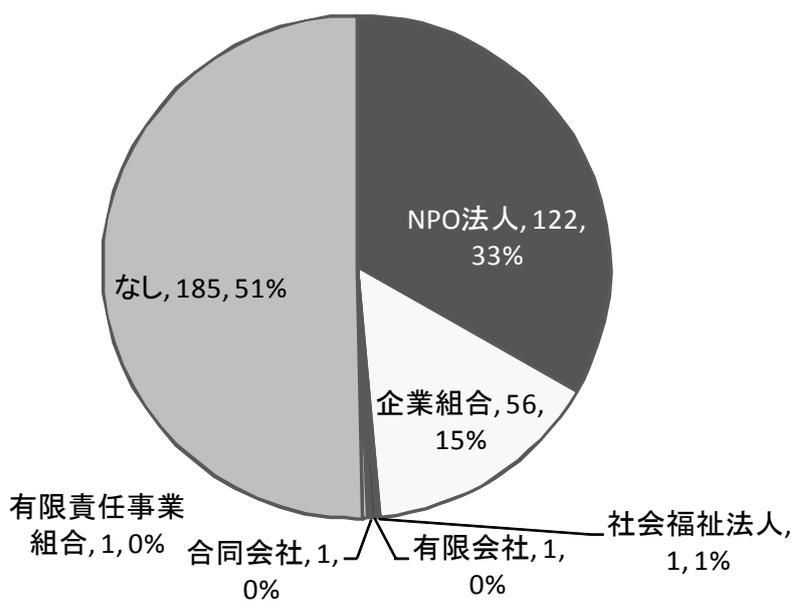
ワーカーズ・コレクティブのプロフィール（抜粋）

ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン
(WN J)

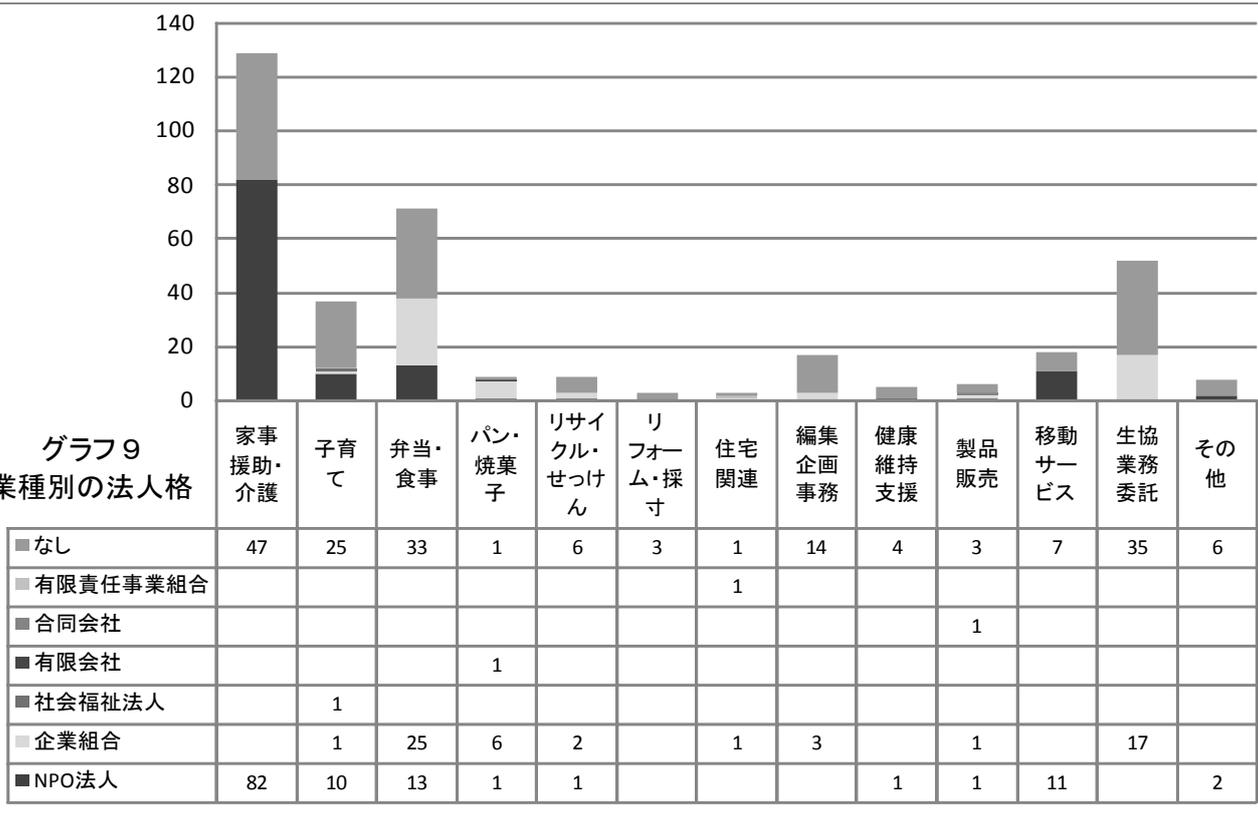
1. 調査対象：WN Jの所属するワーカーズ・コレクティブとその正式メンバー（団体総数 370 メンバー総数 8847人）
2. 調査時期：2009年7月（事業については2008年度・メンバー等は2009年3月末）
3. 調査結果



グラフ8
法人格



グラフ9
業種別の法人格



<農村女性の起業数>

経営形態 年度	個人経営	グループ経営	合計	
				うち法人
平成20年度 (構成比)	4,076 (42.3)	5,565 (57.7)	9,641 (100.0)	494 (5.1)
平成19年度 (構成比)	3,944 (41.4)	5,589 (58.6)	9,533 (100.0)	459 (4.8)

農村女性による起業活動実態調査

平成22年9月3日

農林水産省経営局人材育成課

農水省ホームページより